

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

弘前市「豊かな自然環境と清潔・魅力的なまちづくり計画」

2 地域再生計画の作成主体の名称

弘前市

3 地域再生計画の区域

弘前市の全域

4 地域再生計画の目標

弘前市は青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置しており、東に奥羽山脈の「八甲田連峰」を望み、西に青森県最高峰の秀峰「岩木山」、南には世界遺産「白神山地」を有し、古来から白神の玄関口として自然の恵みを受けてきた津軽の中心地である。

その山々に囲まれた平野部においては、県内最大流域面積の「岩木川」が流れ、「つがるロマン」に代表される県内屈指の穀倉地帯となっており、また、丘陵地帯には青森県の基幹農産物であるりんごの約4割を生産する「弘前りんご」の園地が広がっている。

気候は、概して夏が短く冬が長い日本海気候だが、三方を山々に囲まれていることから盆地のような内陸型気候に近く、比較的温暖な地域で季節の移り変わりがはっきりしている。

当市は、これらの自然的資源に加え、約400年の歴史を持つ城下町であり、津軽地域の政治、経済、文化の中心都市として発展してきた。現在も藩政時代のたたずまいを残す寺院街や伝統的建造物、明治・大正期の洋風建築、建築家「前川國男」の近代建築などの歴史的資源が豊富に存在し、周辺自治体に広がる人口約33万人の弘前都市圏を形成している。

当市のまつりは、春に日本一の桜の名所と称されている弘前公園で開催される「さくらまつり」、夏には「ねぶたまつり」、秋には「弘前城菊と紅葉まつり」、そして冬には「弘前城雪燈籠まつり」があり、年間約700万人の観光客で賑わう観光都市である。

また、明治22年4月1日には、全国31市の一つとして県下で最初の市政を施行し、平成18年2月27日には隣接する旧岩木町、旧相馬村との市町村合併により、人口189,274人を有する新市となった。

しかし、全国的にみられる都市部の人口増加、地方部の人口減少の傾向が当市においてもみられ、平成26年3月31日現在の人口は179,187人で平成25年と比較し1,420人、約0.80%減少している。

なお、人口減少率は、全国平均 0.17%、県平均 1.04%、青森市、八戸市、当市の県内主要 3 市平均は 0.76%となっている。

当市では、昭和 37 年から単独公共下水道区域の汚水及び雨水処理施設の整備を進め、昭和 48 年 6 月には弘前市下水処理場の供用を開始している。その後、単独公共下水道区域を囲む地域を流域関連公共下水道区域として、平成 2 年度から供用開始している。

また、昭和 61 年からは、農村部において農業集落排水施設にも着手し、これまで 13 地区が供用開始となっている。現在は、平成 23 年から進めている浄化槽整備事業と併せ、水処理施設の一体的な整備による環境改善に取り組んでおり、平成 25 年度末の汚水処理人口普及率は 96.5%となっている。

今後は、人口減少等を踏まえた各種汚水処理整備区域の適切な見直しを行い、未整備地区における汚水処理施設の早期概成を目指し、河川等の水質向上、水辺空間をはじめとした豊かな自然環境を保全するとともに、農業用水の水質を向上させることで、安心安全な農作物の生産につなげるなど、市の基幹産業である農業の振興に寄与する。

これらの取り組みにより、水と土を守り育む、清らかで暮らしやすい地域の環境づくりと共に、魅力的なまちづくりを実現させる。

【目標 1】 汚水処理施設整備の促進（農業集落排水施設、浄化槽の整備）により、汚水人口普及率を 96.5%（平成 25 年度末）から向上させる。
→96.8%（平成 28 年度末）→ 97.5%（平成 30 年度末）

【目標 2】 弘前市の市民評価アンケート「下水道が普及し、衛生的で快適な生活が送れている」の満足度を 61.8%（平成 25 年度末）から向上させる。
→63.0%（平成 28 年度末）→ 65.0%（平成 30 年度末）

【目標 3】 定住人口減少率を 0.80%（平成 25 年度末）から改善する。
→0.78%（平成 28 年度末）→ 0.76%（平成 30 年度末）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

弘前市全域は、生活環境の改善及び公共用水域の保全・再生のため、これまで「青森県汚水処理施設整備構想」に基づき公共下水道及び農業集落排水施設並びに浄化槽により汚水処理施設の整備を進めてきた。

弥生地区は、岩木山の麓に位置する豊かな自然を活かした農業が盛んな地域であり、生活環境の向上、河川等の水質保全のため、「汚水処理施設整備交付金」を活用し、農業集落排水施設の整備と水洗化の普及促進を行う。

また、公共下水道及び農業集落排水施設区域外については、合併処理浄化槽（個人設置型）の普及促進を行い、適正な汚水処理を図ると共に、地域住民が快適に暮らせる生活環境づくりを進めるため、河川等の清掃などを展開し環境保全に対する

理解を深める。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金【A3002】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を完了する予定となっている。

- ・農業集落排水・・・県の事業計画承認（平成27年2月予定）

[事業主体]

- ・弘前市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、合併処理浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 弘前市弥生地区
- ・合併処理浄化槽（個人設置型） 弘前市全域
（公共下水道及び農業集落排水施設区域外）

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成27年度～平成30年度
- ・合併処理浄化槽（個人設置型） 平成28年度～平成30年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 管路 L=8,470m（うち、単独費分 940m）
処理人口 398人
- ・合併処理浄化槽（個人設置型） 設置数 12基

[事業費]

- ・農業集落排水施設 事業費 751,500千円
（うち、交付金 354,500千円）
（うち、単独費 42,500千円）
- ・合併処理浄化槽（個人設置型） 事業費 5,733千円
（うち、交付金 1,911千円）

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 公共下水道

内 容 交付金事業及び単独事業により整備を促進する。(国土交通省支援事業)
事業主体 弘前市
実施期間 平成 27 年度～平成 30 年度

(2) 下水道の啓発活動

内 容 毎年、9 月 10 日の「下水道の日」に合わせた新聞紙面への下水道特集の掲載や、市内の小学校児童による下水処理場施設見学の受け入れなどにより、汚水処理施設に対する意識の向上と普及を図る。(弘前市単独事業)
事業主体 弘前市
実施期間 毎年度

(3) 河川清掃美化運動

内 容 町会連合会やボランティア団体の協力を得て地域住民の連帯感や環境美化の意識を育むための運動を年 2 回行う。(弘前市単独事業)
事業主体 弘前市
実施期間 毎年度

5-5 計画期間

平成 27 年度～平成 30 年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に状況を把握し公表するとともに、必要に応じて事業内容の見直しを図るため、市で評価・検討を行う。

なお、定量的な目標に関わる基礎データは、当市の下水道現況調査及び住民基本台帳を用いる。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 26 年度 (基準年度)	平成 28 年度 (中間年度)	最終目標
目標 1 汚水処理人口普及率	96.5%	96.8%	97.5%
目標 2 市民評価アンケート満足度	61.8%	63.0%	65.0%

目標3 定住人口減少率	0.80%	0.78%	0.76%
----------------	-------	-------	-------

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
汚水処理人口の普及率	弘前市の下水道現況調査による。
市民評価アンケート満足度	弘前市市民評価アンケートによる。
定住人口	弘前市の住民基本台帳による。

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を速やかに弘前市のホームページにて公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし